

一宮市農業後継者支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び後継者不足による農業の衰退や遊休農地の増加を防止するため、新たな後継者を確保し、経営意欲の向上と経営の効率化を図ることに要する経費について、予算の範囲内において一宮市農業後継者支援事業費補助金を交付し、後継者を含む経営体を支援育成することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のすべてを満たす者とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 就農後、5年が経過していない50歳未満の構成員（以下「新規構成員」という。）とともに農業経営改善計画の共同申請を行い、認定農業者に認定されていること。

(2) 次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 一宮市の地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画をいう。以下同じ。）において農業を担う者として位置づけられていること。

イ 一宮市の地域計画において農業を担う者として位置付けられることが確実と見込まれること。

ウ 農地中間管理機構から一宮市内の農地を借り受けていること。

(3) 一宮市内に住所を有していること。

(4) 一宮市税の滞納がないこと。

(5) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。

(6) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業第2の2経営開始型、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営発展支援事業、及び別記2経営開始資金の交付決定を受けていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴

力団員」という。)又は法第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のすべてに該当するものとする。なお、事業の内容は下表のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体その他団体等の支援措置等の対象でないこと。ただし、融資に関する利子の助成措置及び愛知西農業協同組合の農業後継者(親元就農)支援を除く。
- (2) 農業用施設、機械の更新及び新設に要する費用(以下「補助対象経費」という。)が、本事業をもって更新又は新設する施設及び機械(以下「整備内容」という。)ごとに10万円以上であること。
- (3) 4月1日から翌年3月31日までの間に行うこと。

取組内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
農業用施設、機械の更新又は新設	農業用施設、機械の更新又は新設に要する経費	100分の45	50万円

(補助金の額)

第4条 補助対象経費に対する補助金の額は、次項に該当する場合を除き、前条の表に掲げる補助率により算出した額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

- 2 交付申請期間中に複数の交付申請があり、かつ、補助金予算残額が不足する場合の補助金の額は、補助金予算残額を前項の規定により算出した額に応じて^{あん}按分した額とする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1)に次の各号の書類を添えて、4月1日から5月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、6月1日以降に補助金予算残額があるときは、先着順に申請することができる。

- (1) 個々の整備内容ごとの補助対象経費が50万円未満の場合は2業者以

上、50万円以上の場合は3業者以上から補助事業者あての見積書の写し

(2) 農業用施設を更新又は新設する場合は仕様書、図面及び配置図の写し

(3) 農業機械を更新又は新設する場合はカタログ

(4) 農業経営改善計画の認定書の写し

(5) 次のア及びイの要件を満たした家族経営協定書の写し

ア 新規構成員が、後継者として位置付けられていること。

イ 経営移譲時期が記載されていること。

(6) 住民票の写し

(7) 一宮市税の未納のない証明

(8) 新規構成員が就農したことを証明する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ実態調査等を行い、補助事業の目的、内容及び金額の算定が適正か、否か、かつ予算の定めるところに違反しないかどうかを調査し、補助金の交付を適当と認めたときは速やかに交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、市長は、補助事業の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更をする場合は、変更等の理由、事業に要する経費、その他市長が必要と認める書類を添付し、直ちに市長に補助事業計画変更届（様式第3）を提出しなければならない。

（事業完了期限）

第8条 補助事業者は、交付決定年度の3月31日までに補助事業を完了しなければならない。

（完了報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業完了報告書（様式第4）に次の各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者あての領収書の写し
- (2) 農業用施設、機械の導入後の写真
- (3) 愛知西農業協同組合の農業後継者（親元就農）支援の助成を受けた場合は、その助成決定通知書の写し又は助成されたことを証明する書類

（補助金の確定及び交付）

第10条 市長は、補助事業者から完了報告書を受けた場合は、その内容を審査し、又は必要に応じ実地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付金額を確定し、交付するものとする。ただし、市長において特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡（概算払又は前払）することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第6）により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して補助金の交付申請をした場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定額の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、全部又は一部を返還させなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 法令、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められるとき。
- (3) 事業費の支出決算額が予算額に比べて著しく減少したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請、報告、施行等に不正行為があったとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(帳簿の備付)

第13条 補助事業者は、当該補助事業の施行に関し必要な関係諸帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、取壊し又は貸付けを行ってはならない。ただし、当該財産を取得後、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか必要な事項は一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）によるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(その1)

年 月 日

一 宮 市 長

補助事業者 所在地 _____
 団 体 名 _____
 代表者名 _____

申 請 額 金 円

また、私は一宮市農業後継者支援事業補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 7 号に該当する者であることを誓約します。

事業施行場所

事業施行期間

着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

(その2)

1 事業施行理由

2 事業計画概要

3 事業施行効果

(その3)

4 事業予算額調				
歳 入				
区 分	予 算 額	備 考		
市補助金				
計				
歳 出				
区 分	予 算 額	※補助対象額	備 考	
計				

※ この欄は、記入しないでください。

補助金交付決定通知書

一宮農振指令第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名様

一 宮 市 長

補助金交付決定額 金 円

ただし、 年 月 日付けで申請のありました一宮市農業後継者支援事業に対し、次の条件を付して補助金を交付する。

条 件

- (1) 補助金は、補助金交付決定通知書及び当該補助事業に係る補助金査定時に記載された補助事業の経費に充てるほか、その他の経費に支出してはならない。
- (2) 補助金の交付は、原則として補助事業の完了を確認したのち支払うものとする。
- (3) 補助事業者は、一宮市補助金等交付規則及び一宮市農業後継者支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、交付主体が求めるときは、関係諸帳簿及び証拠書類の提示並びに実地調査に協力しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助対象財産について事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、一宮市農業後継者支援事業費補助金交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとする。

- 注1 計画変更する場合は、補助事業計画変更届を提出すること。
2 完了したときは、1か月以内に補助事業完了報告書を提出すること。
3 補助金の支払を受けようとする場合は、補助金交付請求書を提出すること。
4 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助事業に係る出納その他について監査することがある。

様式第 3（第 7 条関係）

補 助 事 業 計 画 変 更 届

年 月 日

（あて先）

一 宮 市 長

補助事業者 所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け 一宮農振指令第 号で補助金の交付決定を受けた一宮市農業後継者支援事業を次のとおり計画変更（廃止・中止）します。

1 計画変更の内容

区 分	当 初 計 画	変 更 計 画

2 計画変更理由

様式第4（第9条関係）
（その1）

補 助 事 業 完 了 報 告 書

年 月 日		
(あて先) 一 宮 市 長		
補助事業者 所在地		
団 体 名		
代表者名		
年 月 日付け 一宮農振指令第 号で補助金の交付決定を受けた一宮市農業後継者支援事業が完了したので報告します。		
施行場所		
施行期間	着手 年 月 日	完了 年 月 日
1 事業実績及び効果		

(その2)

2 事業決算額調				
歳 入				
区 分	予 算 額	決 算 額	備 考	
市補助金				
計				
歳 出				
区 分	予 算 額	決 算 額	※補助金対象額	備 考
計				
歳入歳出 差引残額				

※ この欄は、記入しないでください。

様式第 5（第 10 条関係）

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日	
(あて先) 一 宮 市 長	
補助事業者 所在地	
団 体 名	
代表者名	
請求金額	円
補助事業	一宮市農業後継者支援事業
交付指令年月日等	年 月 日 一宮農振指令第 号
交付決定額	円
上のうち受領済額	円
請求の根拠	一宮市農業後継者支援事業費補助金交付要綱
口座振込申請 (あて先) 一宮市会計管理者	
.....銀行 普通 当座	
.....信用金庫支店 (口座 番)	
.....農協 名義人	

様式第6（第11条関係）

年 月 日

（あて先）

一 宮 市 長

補助事業者 所在地
団体名
氏 名

年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

一宮市農業後継者支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金額（一宮市農業後継者支援事業費補助金交付要綱第12条による補助金の交付金額）
円
- 2 補助金の交付時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。